

# 社団法人 横浜市幼稚園協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人横浜市幼稚園協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を横浜市神奈川区鶴屋町2丁目21番地の1  
におく。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことが  
できる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、幼児教育に関する研究、知識の交換及び幼稚園に勤務  
する教職員の資質向上をはかり、関連諸団体との連絡提携の場となり、幼  
児教育の充実発展、私学の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会及び学術講演会等の開催
- (2) 幼児教育を促進するための調査研究
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 教職員の福利厚生
- (5) 公共団体及び関連諸団体との連絡提携
- (6) 会報及び図書の刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した横浜市内の  
私立幼稚園の代表者とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(入 会)

第8条 この法人の会員となるには、入会金を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認をえなければならない。

(特 典)

第9条 会員は、この法人の刊行する会報及び図書の配付を受ける。

(退 会)

第10条 この法人の会員で、退会しようとするものは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

2 この法人の会員は、次の各号に該当するときは、退会したものとする。

(1) 除名

(2) その他理事会において議決した場合

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

(1) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は、この法人の目的に反する行為のあったとき。

2 前項第2号に該当した会員を除名するには、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費)

第12条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役 員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

理事45名以上50名以内（うち会長1名、副会長2名又は3名及び常任理事若干名） 監事2名

(役員を選出)

第14条 理事は、総会において選出する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから総会において、それぞれ選出する。

3 常任理事は、理事会の互選で定める。

4 監事は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ細則に定める順序によってその職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事会の決議に基づいて日常の事務を処理し、会務を分掌する。
- 4 理事は、理事会を組織して、総会の議決に基づき本会の運営について企画し、執行にあたる。

(監事)

第16条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第17条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、総会及び理事会の議決により、これを解任することができる。
- 5 前項に該当した役員を解任するには、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

(事務職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務職員をおく。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 顧問

(顧問)

第20条 この法人は、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、この法人の運営に関して意見を述べるることができる。

## 第6章 会 議

(理事会の招集等)

第21条 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第22条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会に出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議決)

第23条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第24条 定期総会は、毎年2回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会で必要と認めるとき、いつでも招集することができる。

(少数社員権)

第25条 会長は、会員現在数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20以内に臨時総会招集の通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第26条 定期総会及び臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で定める。

(総会の招集手続)

第27条 総会の招集は、少なくとも10日前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第28条 次の事項は、定期総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項

- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項  
(総会の定足数等)

第29条 総会は、会員現在数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事)

第30条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会員への通知)

第31条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第32条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代者2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第34条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種類とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は、総会の定めるところによる。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第37条 この法人の事業遂行に要する経費は、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる果実その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に編成し、理事会及び総会の議決を経て、神奈川県教育委員会に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第39条 この法人の収支決算は、会計年度終了後2ヵ月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告ならびに会員の異動状況とともに監事の意見をつけて、理事会及び総会の承認を受け、神奈川県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認をうけて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越するものとする。

(新たな義務の負担等)

第40条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会の承認を受けなければならない。

2 借入金（その会計年度内の収支をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとする場合も同様とする。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事会及び総会において理事現在数及び会員現在数のおおのこの3分の2以上の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 4 3 条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事現在数及び会員現在数のおのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 4 4 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事現在数及び会員現在数のおのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第 9 章 補 則

(細 則)

第 4 5 条 この定款についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 昭和 5 7 年 2 月 2 4 日の改正は、神奈川県教育委員会の許可のあった日から施行する。
2. 第 1 3 条の改正は、平成 6 年 6 月 2 1 日から施行する。